

第三者調査委員会による調査の位置付け等について

1 第三者調査委員会による調査の位置付けについて

(根拠：附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準/H10. 3. 30 道総務部制定)

- 道が、外部から意見を聴くに当たって、外部の有識者・関係者が参加する会議体から、合議により取りまとめられた意見をいただく場合は、その会議体は地方自治法において「附属機関」として位置付けられ、法律又は条例で設置することとされている。
- しかし、今般の第三者による調査については、非常設（設置期間は数ヶ月間のみ）、かつ、各専門家個々の意見聴取を行うもの、いわゆる非合議制で行うため、附属機関ではなく、「懇談会」となる。

【懇談会とは】

行政運営上の参考に資するため、有識者等の参集を求め、意見聴取、意見交換、懇談等を行う会合で、機関としての意思決定を行わないもの。

2 第三者調査委員会の対応

時 期	内 容
5/27	<input type="checkbox"/> 第一回 道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する 第三者調査委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申し出のあったすべてのハラスメント事案の整理 ・ すべての事案からハラスメント事案を特定 ・ ハラスメント事案調査票の4の「申出内容の調査利用」の確認
6月 以降	<input type="checkbox"/> 現地聞き取り調査 <input type="checkbox"/> 調査結果の取りまとめ <input type="checkbox"/> 調査結果をもとに、休・退学された方等の因果関係の確認など

附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準

平成10年3月30日制定
平成11年3月31日一部改正
平成11年6月14日一部改正
平成13年4月16日一部改正
平成13年7月1日一部改正
平成14年6月4日一部改正
平成17年1月31日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成20年5月1日一部改正
平成22年8月9日一部改正
平成25年4月1日一部改正
平成28年3月28日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正

第1 趣旨

この基準は、知事部局の附属機関、懇談会及び連絡調整会議（以下「附属機関等」という。）の適正な設置又は開催及び円滑な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

1 この基準において「附属機関」、「懇談会」及び「連絡調整会議」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 附属機関

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、調停、審査、諮問又は調査等を目的として、法律又は条例により設置される審査会、審議会、調査会等の合議制の機関

(2) 懇談会

行政運営上の参考に資するため、有識者等の参集を求め、意見聴取、意見交換、懇談等を行う会合で、機関としての意思決定を行わないもの

(3) 連絡調整会議

ア 道及び他の構成機関の事務の執行に係る連絡調整等のため、道が設置又は開催する道職員以外の者が参加する会議で、機関としての意思決定を行わないもの

イ 庁内各部等の事務の執行に係る意思決定、連絡調整等のため、道が設置又は開催する道職員のみで構成する合議制の機関又は機関として意思決定を行わない会議（北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）第26条に定める内部協議機関を除く。）

2 この基準において「部長等」とは、本庁部長、出納局長、総合振興局長及び振興局長をいう。

3 この基準において「法令等」とは、法律、政令及び府省令（告示を含む。）並びに条例、規則、訓令及び告示をいう。

第3 附属機関等の設置・運営等

1 附属機関等の設置等

附属機関等の設置等に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 新たに附属機関等の設置又は開催を検討する場合には、類似又は関連する既存の附属機関等の活用の可能性を十分検証の上、必要最小限の設置等とする。

(2) 懇談会及び連絡調整会議については、附属機関とは異なり、恒常的な組織と誤解されないよう、次のアからカまでのいずれかに該当する常設が必要なものを除き、要綱や要領等に基づき常設せず、必要な都度の開催、事案が発生した場合の招集等、決定書により開催するものとする。

ア 法令、国の要綱又は通知により設置の義務付け、助言等があるもの

イ 条例又は規則で設置するもの

ウ 道の計画に位置付けられているもの

エ 庁議開催要綱（平成11年4月21日政策室長決定）第7条に規定する本部等

オ 毎月の開催が見込まれるなど、開催の頻度が高いと認められるもの

カ 災害への対処その他の理由により、緊急に開催することが必要で、常設することが効率的と

認められるもの

- (3) 常設しない懇談会及び連絡調整会議について、開催目的、構成員等をあらかじめ開催要領等で定めることは差し支えない。
 - (4) 懇談会及び道職員以外の者が参加する連絡調整会議の名称に「審議会」、「審査会」、「調査会」、及び「委員会」は用いない。ただし、第2号のア及びイの場合は、この限りでない。
 - (5) 部長等は所管する附属機関等の設置及び運営に関し、不断に見直しを行うとともに、次に定めるところにより整理合理化等を行うものとする。
 - ア 廃止
所期の目的を達したもや根拠法令の改廃、社会経済情勢の変化等により必要性が低下したものの
 - イ 統合
 - ① 設置目的、所掌事務、構成員が他の附属機関等と類似しているもの
 - ② 行政の総合性、効率性の確保の観点から統合が望ましいもの
 - ウ 見直し期限の設定
常設の懇談会又は連絡調整会議の要綱、要領等には、設置の根拠となる法令、国の要綱若しくは通知、条例又は道の計画に設置期限の設定がある場合は、当該設置期限を、常設が必要な期限が特定されている場合は当該期間を上限とした設置期限を、それ以外の場合は2年間の見直し期限を設定する。
- 2 附属機関の委員及び懇談会の構成員の選任
附属機関の委員及び懇談会の構成員（以下「委員等」という。）の選任に当たっては、法令等に定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。
- (1) 委員等の数は、15人以内とする。
 - (2) 機能が十分に発揮されるよう、地域バランスにも配慮の上、幅広い分野から適切な人材を選任する。
 - (3) 北海道行政基本条例（平成14年北海道条例第59号）第5条の規定により、設置目的等に応じ、委員等を公募し、これに応じた者から選任するよう努める。
 - (4) 「女性の政策・方針決定参画促進要綱」（平成30年3月22日北海道男女平等参画推進本部改正）を踏まえ、女性の参画を推進し、積極的な登用に努める。
 - (5) 設置目的に応じ、若者世代（概ね40歳未満の者）の選任に配慮する。
 - (6) 審議などの項目が市町村に関連するものにあつては、市町村職員（市町村長を含む。）を委員等に選任するよう努める。
 - (7) 委員等には、原則として、一般職に属する道職員（職員であつた者を含む。）を選任しない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合であつて、かつ、道職員以外に適任者がいない場合は、この限りでない。
なお、道職員は、その事務の性質上、やむを得ない場合を除き、代表としないものとする。
 - ア 道における職員又は財産に関する事項を取り扱う附属機関等である場合
 - イ 専門的な知識・経験を有する道職員（医師・教職員・研究職員等）を選任することが特に必要と認められる場合
 - (8) 委員等（懇談会においては、常設に限る。）の年齢は、選任時満69歳を上限とする。ただし、公募により選考した者を委員等に選任する場合は、この限りではない。
 - (9) 委員等（懇談会においては、常設に限る。）の在任期間は、9年（任期が1年未満の場合は、1年として計算する。以下同じ。）を限度とする。ただし、当分の間、女性の委員等については、12年を限度とする。
 - (10) 複数の附属機関及び常設の懇談会において同一人を重複して委員に任命し、又は構成員としようとする場合は、4機関にとどめる。ただし、当分の間、女性の委員等の場合は、5機関にとどめる。
なお、附属機関又は常設の懇談会の設置期間が6月以内の短期的なものは対象としない。
 - (11) 「附属機関等の委員に係る北海道議会議員の就任について」（平成11年3月12日付け道議総第776号通知）の趣旨を踏まえ、道議会議員を委員等に選任しない。
 - (12) 各種関係団体等に対しては、第4号、第5号及び第7号から前号までの留意事項を明示した上で、委員等の推薦依頼を行う。

- (13) 前第7号から第11号までの規定により難い特別の事情があると認められる場合は、次のとおりとする。
 なお、次の各号のいずれかに基づき委員等を選任する場合は、選任の決定書に当該事情等を具体的に明示する。
 ア 各種関係団体等に対して、委員等候補者の推薦依頼を行い、当該団体から適任者として推薦があった場合
 イ 極めて高度な専門的・学術的知識や経験を有しているなど、複数の候補者から検討したものの、他に代わるべき適任者がいない場合

3 附属機関等の運営

附属機関等の運営に当たっては、法令等の定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関等の円滑な運営に資するよう、委員及び構成員等への積極的な情報提供に努める。
- (2) 北海道行政基本条例第5条第2項並びに北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号（以下「情報公開条例」という。））第26条の規定により、原則として会議（連絡調整会議にあっては、法令等、要綱及び要領等で設置されたものに限る。）は、公開とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、会議の内容が情報公開条例第10条第1項各号に規定する非開示情報を取り扱う場合、又は許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められる場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (4) 附属機関等の会議の公開、非公開、一部非公開については次により定める。
 ア 附属機関については、会長等が会議に諮り取扱いを決定する。
 イ 懇談会及び連絡調整会議については、道が取扱いを決定する。
- (5) 附属機関等は、会議を公開するに当たり、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるとともに、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、傍聴に係る遵守事項等を定めた傍聴要領を作成し、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努める。
- (6) 会議資料は、原則として会議の開催前に委員及び構成員等に配付するとともに、開催時に傍聴者及び報道関係者に配付する。
 ア 会議を公開と決定した場合
 傍聴者及び報道関係者には、委員及び構成員等に配付する会議資料と同一のものを配付する。
 イ 会議を非公開又は一部非公開と決定した場合
 傍聴者及び報道関係者には、情報公開条例の規定により非開示とされる情報が含まれる会議資料を除き、公開できる資料は全て配付する。
- (7) 議事録は、北海道文書管理規程の施行について（平成15年9月29日付け法文第804号総務部長通達）に基づき、作成する。
- (8) 附属機関及び懇談会の設置・改廃、委員等の氏名、会議の開催予定、会議資料及び議事録並びに会議を公開すると決定した連絡調整会議の開催予定、会議資料及び議事録については、次の表に基づき、速やかに道のホームページ等で公表するとともに、文書課行政情報センター又は各総合振興局若しくは各振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーで、一般の閲覧に供する。

区分	公表資料		公表時期		様式
	附属機関等の概要 委員等名簿	設置後 選任(変更)後	2週間以内		
附属機関及び懇談会の設置					基準第3第4項第2号別記様式
会議の開催	事前周知	会議開催予定(注1)	開催日の概ね1週間前まで		任意
	会議内容	会議資料(注2)	開催後	10日以内	
		議事録(注3)		1月以内(注4)	

- (注1) ・日時、開催場所、会議内容、傍聴の可否等を記したもの。
 ・報道機関への対応については、道政広報・広聴事務処理要綱第3別紙様式1による。
- (注2) ・会議資料には、出席者名簿を含む。
- (注3) ・非開示情報が含まれる場合は、その点に配慮した概要版とする。
- (注4) ・期限までに公表できない特別な事情がある場合は、その理由と公表できる時期を公表すること。

4 総務部長への報告

(1) 定時報告

部長等は、毎年4月1日現在の附属機関及び常設の懇談会の委員等の選任状況（公募を含む。）、開催状況、予算措置状況等及び会議の公開等の実施状況並びに常設の連絡調整会議の設置及び開催状況について、別に指示するところにより、総務部長に報告するものとする。

(2) 随時報告

部長等は、附属機関及び常設の懇談会の設置又は廃止、委員等の改選、委員等の公募、会議の公開への移行等を行った場合には、速やかに、別記様式1から3まで（変更事項報告の場合は、必要な様式のみ）により、総務部長に報告するものとする。

第4 附属機関運営に当たっての留意事項

附属機関の運営に当たっては、第3に定めるもののほか、次の事項に留意すること。

- (1) 附属機関の設置に当たっては、関係者による会議の開催、有識者等からの意見の聴取等の他の手段の活用について十分検討すること。
- (2) 所掌事務は、設置目的を踏まえて適切な範囲のものとする。
- (3) 附属機関の所掌事務が、経常的に発生しない場合は、当該附属機関の設置根拠において、必要の都度委員を任命することができるよう定めること。
- (4) 必要に応じて、部会、専門委員会、分科会等を設け、審議の実効を図ることにより、附属機関の効果的かつ効率的な運営に努めること。

第5 懇談会運営に当たっての留意事項

懇談会の運営に当たっては、第3に定めるもののほか、次の事項に留意すること。

- (1) 懇談会の開催に当たっては、会議への出席の依頼及び承諾の手続によるものとし、原則として、委員等の役職の委嘱は行わないこと。
- (2) 出席の対価としての費用を支払う場合は、報償費によること。
- (3) 懇談会の構成員は、全員が同等の立場で参集を求めるものであることから、会長等を定めないこと。ただし、議事進行役としての座長の選出は可能とする。
- (4) 懇談会は、定足数及び議決方法に関する議事手続事項を定めないこと。
- (5) 懇談会として、意見の取りまとめや意見の表明を行わないこと。
- (6) 懇談会の構成員から聴取した意見については、「報告書」、「答申書」、「建議書」、「意見書」等、合議体としての結論と受け取られるような呼称を付さないこと。

第6 連絡調整会議運営に当たっての留意事項

連絡調整会議の運営に当たっては、第3に定めるもののほか、次の事項に留意すること。

- (1) 第2第1項第3号（ア）に規定する連絡調整会議は、構成機関の事務執行等の連絡調整を図る場であることから、構成員に対する報償費及び旅費の支出は行わないこと。
- (2) 必要に応じて、部会等を設け、審議の実効を図ることにより、連絡調整会議の効果的かつ効率的な運営に努めること。

第7 適用除外

次に該当するものは、この基準を適用しない。

- (1) 各種行事の実行委員会、各種施策の推進、啓発等を目的とする会議等、道が他の構成機関と同等の立場で参加する会議で、構成機関間の協定、合意書等に基づき設置又は開催されるもの。ただし、他の構成機関の合意が得られる場合には、第3第3項及び第6第2号に準じた運営等に努めるものとする。
- (2) 道が参加する道以外の者が設置又は開催する会議
- (3) 説明、研修、報告等を目的に開催される説明会等

第8 協議

部長等は、この基準により難い特別の事情が生じた場合には、あらかじめ総務部長と協議するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 附属機関の委員の任命等の手続について（昭和60年8月19日付け人事第820号総務部長通知）は、廃止する。
- 3 第4については、附属機関等の委員の次期改選期から適用するものとする。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年5月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年6月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成19年5月1日から施行し、施行日以降に委員任命の手続を開始する附属機関等から適用する。

2 この基準の改正前に設置された附属機関等で改正後に新たに第3、第4及び第5に掲げる基準の適用を受ける附属機関等にあつては、現委員の任期満了日以降において当該基準を適用することとする。

附 則

この基準は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年8月9日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

2 附属機関等の設置及び運営に関する基準の運用について（平成10年3月30日付け行管第233号総務部長通知）は、廃止する。

附 則

1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

2 この基準の改正前に設置された委員会等又は改正後のこの基準第2第1項第2号に規定する懇談会若しくは同項第3号に規定する連絡調整会議に該当することとなる会議で、現委員の任期がこの基準の施行の日以降のものに係る当該任期の満了日以前の設置については、なお従前の例によることができる。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附属機関・懇談会・ 連絡調整会議の手引

<懇談会（基準第2第1項第2号）>

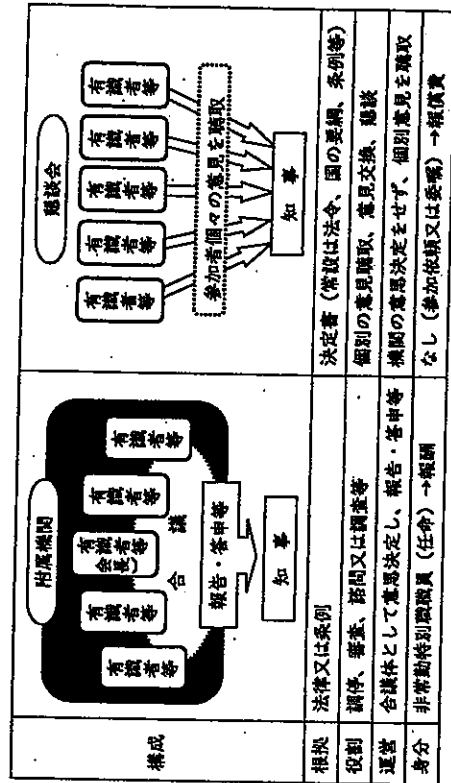
(2) 懇談会

行政運営上の参考に資するため、有識者等の参集を求め、意見聴取、意見交換、懇談等を行う会合で、機関としての意思決定を行わないもの

基準では、行政運営上の参考に資するため、有識者・関係者の参集を求めた上で、参加者個々の意見聴取等をする場合を「懇談会」と定義し、その開催、運営等について定めています。

懇談会は、附属機関とは異なり、あくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものですが、附属機関の公開に係る措置に準ずるとともに、その開催及び運営の適正を確保した上で、意見聴取の場として利用するものとします。

基準で定める懇談会は、個々の有識者等からの意見を聴く場ですが、一堂に会した有識者間で意見交換が行われることも想定されます。その場合、意見聴取の方法によっては、その懇談会が合議制で附属機関の役割を果たしているものと誤解される恐れがあるため、懇談会の開催、運営等に当たっては、附属機関と明確に区別することを求めています。



<連絡調整会議（基準第2第1項第3号）>

(3) 連絡調整会議

ア 道及び他の構成機関の事務の執行に係る連絡調整等のため、道が設置又は開催する道職員以外の者が参加する会議で、機関としての意思決定を行わないもの
 イ 庁内各部等の事務の執行に係る意思決定、連絡調整等のため、道が設置又は開催する道職員のみで構成する合議制の機関又は機関として意思決定を行わない会議（北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）第26条に定める内部協議機関を除く。）

令和2年4月

総務部行政改革局行政改革課